

平成31年第1回岩泉町議会  
臨時会会議録目次

第1号 (1月24日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
報告第1号～報告第4号の上程、報告	6
・報告第1号 準用河川三田貝川河川災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第2号 林道砂子線災害復旧工事の請負変更契約の締結の専決処分について	
・報告第3号 三本松東地区災害公営住宅用地整地工事の請負変更契約の締結の専決処分について	
・報告第4号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について	
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
・議案第1号 一級町道奥岩泉線道路災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて	
閉会の宣告	11
署名	13

平成31年第1回岩泉町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成31年 1月18日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	平成31年 1月24日 午後 2時00分				
	閉 会	平成31年 1月24日 午後 2時17分				
出席及び欠席議員  出席13人 欠席 1人  (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひとみ	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八重樫 龍 介	○	12	三田地 泰 正	○
	5	三田地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟次郎	○	14	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三田地 和 彦	×			

会議録署名議員	10番	合 砂 丈 司	11番	畠 山 直 人
	12番	三田地 泰 正		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	菊 地 辰 美	議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政策推進課長	三 浦 英 二
	会計管理者兼 税務出納課長	盛 田 正 次	町 民 課 長	三 上 久 人
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	中 川 英 之
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三田地 健	消防防災課長	福 士 勝
	教 育 次 長	馬 場 修		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

# 平成31年第1回岩泉町議会臨時会

## 議事日程(第1号)

平成31年 1月24日(木曜日)午後 2時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第1号 準用河川三田貝川河川災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 4 報告第2号 林道砂子線災害復旧工事の請負変更契約の締結の専決処分について

日程第 5 報告第3号 三本松東地区災害公営住宅用地整地工事の請負変更契約の締結の専決処分について

日程第 6 報告第4号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について

日程第 7 議案第1号 一級町道奥岩泉線道路災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

閉会の宣告



---

◎開会の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから平成31年第1回岩泉町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、8番、三田地和彦君からは所用のため欠席する旨届け出が提出されておりますので、報告します。

（午後 2時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、10番、合砂丈司君、11番、畠山直人君、12番、三田地泰正君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（加藤久民君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、1月24日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本臨時会の会期はお手元に配りました案のとおり、本日1日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

---

◎報告第1号～報告第4号の上程、報告

○議長（加藤久民君） 日程第3、報告第1号 準用河川三田貝川河川災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分についてから日程第6、報告第4号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分についてまでの4件について、順番に報告を行います。

本件について、提出者の報告を求めます。

應家総務課長。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 報告第1号 準用河川三田貝川河川災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。準用河川三田貝川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年1月24日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。準用河川三田貝川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年1月15日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、準用河川三田貝川河川災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町門字三田貝地内。

3、契約金額、当初請負額9,612万円。変更請負額9,844万920円。変更による増額232万920円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

5、変更理由、工事用道路の盛り土量がふえたことによる増。

次に、報告第2号 林道砂子線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。林道砂子線災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年1月24日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。林道砂子線災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成30年12月21日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、林道砂子線災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町門字下見内川地内。

3、契約金額、当初請負額5,270万4,000円。変更請負額5,501万2,376円。変更による増額230万8,376円。

4、請負者、住所、岩泉町袈綿字浦場65番地1。氏名、有限会社澤里土木工業、代表取締役、澤里寛。

5、変更理由、掘削工の数量がふえたことによる増。

次に、報告第3号 三本松東地区災害公営住宅用地整地工事の請負変更契約締結の専決処分について。三本松東地区災害公営住宅用地整地工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年1月24日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。三本松東地区災害公営住宅用地整地工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成30年12月26日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、三本松東地区災害公営住宅用地整地工事。

2、工事場所、岩泉町岩泉字三本松地内。

3、契約金額、当初請負額5,994万円。変更請負額5,496万1,200円。変更による減額497万8,800円。

4、請負者、住所、岩泉町門字水上52番地の1。氏名、高德建設株式会社、代表取締役、高橋清人。

5、変更理由、盛り土土量の減及び排出運搬捨て土の運搬距離を変更したことによる減。

次に、報告第4号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について。損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専



決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年1月24日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。損害賠償事件に係る被害者との和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成30年12月19日、岩泉町長、中居健一。

岩泉町二升石字下田64番地15地内において相手物件に損害を与えた事故について、相手方と和解し、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償額、5万1,000円。

2、和解及び損害賠償の相手方、住所、岩泉町二升石字下田64番地15。氏名、二瓶カツ子。

次のページの参考資料をごらん願います。まず、事故の概要でございますが、発生日時は平成30年の11月19日、午前9時5分ごろでございます。発生場所は、二升石字下田64番地15、損害賠償の相手方、二瓶カツ子さんのお宅の近くでございます。発生状況でございますが、教育委員会事務局職員が車を後退中に道路ののり面から車両を滑落させて、庭木4本を破損させたものでございます。相手方の損害物件は庭木4本、内容としましてはしだれ桜が2本、レンゲツツジ1本、梅が1本の計4本でございます。賠償内容でございますが、賠償額が5万1,000円。決定の根拠としまして、損害額5万1,000円に責任割合は町が100%ということございまして、この賠償額につきましては保険で全て賄うものでございます。

大変申しわけございませんでした。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） これで報告第1号から報告第4号までの報告を終わります。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第7、議案第1号 一級町道奥岩泉線道路災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第1号 一級町道奥岩泉線道路災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。一級町道奥岩泉線道路災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、一級町道奥岩泉線道路災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町門字町地内ほか。

3、契約金額、当初請負額8,240万4,000円。変更請負額7,300万9,080円。変更による減額939万4,920円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

平成31年1月24日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。ブロック積み工等の面積の変更に伴い、請負変更請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますが、平成29年8月9日着工してございまして、31年1月31日完成予定でございます。

工事概要でございますが、変更箇所は災害番号で28災1170号では表層工が3平方メートル減、上層路盤工が3平方メートルの減、28災1333号ではブロック積み工84平方メートルの減、表層工が40平方メートルの減という状況でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） この案件の請負契約については異議はないわけですが、今まで町がこの10号関係の災害復旧工事を相当出したわけですが、その中でいろいろと話が聞こえてくるのは、発注した元請が工事に携わっているのが幾らもなく、下請なり孫請ですか、そういう業者がかかわっているというふうな話を聞くのですが、この案件についてはこの元請の業者が一貫して自前の従業員なり作業員で工事を進めているのか、その現状についてお伺いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 本案件、奥岩泉線の災害復旧工事につきましても、小野新建設に下請、あと2次下請が入っている状況でございます。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） そこで、私の耳に最近よく入ってきたのですが、この下請まではまだ工事費が行くのか、孫請になれば従事してもなかなか工事費が回ってこない、それでとても、持ちこたえられるような資金力のある孫請ならいいが、なかなか月日がたつほどにやりくりが大変だと。そこで、この実態についてスムーズに孫請までも元請から工事の費用について支払いのほうで順調になされているのかどうか、当局として実態を把握しているのか、お伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） これは本案件に限らず全ての工事でございますけれども、やはり作業員というものが町内だけではどうしても間に合わないということで、この作業員を全国から来ていただきながら工事を進めております。これについては、今回の災害規模におきまして町内の業者だけではやはり間に合わないという部分がございますので、そこはやむを得ないということで協力はいただいております。

その資金の関係につきましては、2次下請の業者等から何社か町のほうに来ましてそういう話を伺っているところもございます。我々としましては、契約は発注者は元請業者ということになりますので、その契約に基づいて元請業者のほうには指導をしております。2次下請業者から話をいただいた分につきましては、それも元請業者のほうに伝えまして、解決するようというところで、これは指導をしております。

実態としては、我々のほうでもある程度つかみながら、その解消に向けながら並行して工事のほうを進めているというような状況でございます。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（加藤久民君） 本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第1回岩泉町議会臨時会を閉会します。

（午後 2時17分）



この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

平成 年 月 日

議 長

加 藤 久 民

---

署名議員

合 砂 丈 司

---

署名議員

畠 山 直 人

---

署名議員

三 田 地 泰 正

---